

【TaoZen 会員規約】

第 1 条〔定義〕

本規約は「TaoZen」の会員となる者に適用されるものとする。

第 2 条〔目的〕

TaoZen Life Practice を実践し、できるだけ美しく、健康に、そして有意義な人生を楽しむことができるよう、生活情報および特典提供を主な目的とする。

TaoZen Life Practice とは、以下のことをいう。

1. 瞑想
2. 呼吸法
3. 気功や太極拳、ヨガなどのムーブメント
4. ヒーリング(セルフ気マッサージやチネイザンなど)
5. Life Empowerment(生活への応用)

第 3 条〔管理運営〕

1. タオゼン日本事務局(以下「事務局」という)が管理運営を行う。
2. 事務局は「タオゼン・ジャパン株式会社」内に設置する。

第 4 条〔入会手続き〕

本規約に同意した上で、所定の申込用紙により入会申し込みを行い、入会費および年会費を納入しなければならない。

第 5 条〔会費等〕

1. 入会費 3,500 円、年会費 3,600 円とし、所定の方法で支払うこととする。
2. 入会新年度は 9 月 1 日開始と定め、入会希望時の当該月から 8 月 31 日までを月割で支払うものとする。
3. 一旦納入した入会費及び年会費は、一切返還しない。

第 6 条〔会員資格〕

1. 第 4 条の手続きが完了した時点で、会員資格を取得したものとする。
2. 有効期限は一年間とする。
3. 会員資格は、他に相続・譲渡・転貸することはできない。

第 7 条〔会員の特典〕

会員は、以下の特典をうけられるものとする。

1. ワークショップの割引

2. リトリートや懇親パーティなどのスペシャルイベントへの参加
3. TaoZen の販売する製品などの割引
4. プライベートコンサルテーションの申し込み

第 8 条〔退会手続き〕

会員が退会を希望する場合は、所定の退会届を事務局に提出しなければならない。

第 9 条〔更新手続き〕

1. 会員は、毎年 9 月 1 日をもって更新するものとする。
2. 入会更新日である、9 月 1 日までに次年度の年会費を納入した時点で更新が完了したものとする。
3. 有効期限を過ぎた場合、再度入会費を支払うことにより更新することができる。
4. 更新は、第 8 条の手続きを行うまでは続けることができるものとする。

第 10 条〔届出内容の変更手続き〕

会員は、入会手続きの際の記載事項およびその他事務局への書類の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を事務局に届け出なければならない。

第 11 条〔会員資格の喪失〕

会員は、以下のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとする。

1. 退会を申し出、第 8 条の手続きを終了したとき。
2. 本人が死亡したとき。
3. TaoZen の規約および諸規則に違反したとき。
4. TaoZen の名誉を傷つけ、秩序を乱し、会員としてふさわしくない行為をしたとき。
5. 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
6. その他、TaoZen が会員としてふさわしくないと認めた場合。

第 12 条〔附則〕

1. 既に会員の地位を持ち、有効月が 2010 年 9 月以降の会員については、失効月から 2011 年 8 月までの差額を 2011 年 8 月 31 日までに納めることで、更新とする。
2. 本規約に定めのない事項ならびに業務運営上必要な事項は、別途定めるものとする。
3. 本規約および前項の別途定めた事項の改正・変更は、必要に応じて事務局が行うものとし、その効力は全会員に及ぶものとする。

本規約は、2010 年 6 月 1 日から施行する。